

## 議案第129号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月18日提出

相模原市長 本村 賢太郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表3の項中

「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの」

を

「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であつて規則で定めるもの

生活に困窮する外国人に対する

に改め、同表5の項を削り、同表6の項中

生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

」

「

介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの

を

介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの

に改

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

」

」

め、同項を同表5の項とし、同表7の項中「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)」を「生活保護関係情報」に改め、同項を同表6の項とし、同表中8の項を削り、9の項を7の項とし、10の項から13の項までを2項ずつ繰り上げ、同表14の項中

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

を

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

に改

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

」

」

め、同項を同表12の項とし、同表中15の項及び16の項を削り、17の項を13の項とし、18の項を14の項とし、同表19の項中

「

難病の患者に対する医療等に関

「

する法律による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの  
生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

を

難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

に改

」

め、同項を同表15の項とし、同表20の項を同表16の項とし、同表21の項中

「

身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの

を

身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの  
生活保護関係情報であって規則で定めるもの

に改

」

め、同項を同表17の項とし、同表中22の項を18の項とし、23の項から27の項までを4項ずつ繰り上げ、同表28の項中

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの

を

生活保護関係情報であって規則で定めるもの  
地方税関係情報であって規則で定めるもの

に改

」

め、同項を同表24の項とし、同表29の項を同表25の項とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の

提供に関する命令の一部を改正する命令(令和7年デジタル庁・総務省令第8号)による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)の改正に伴う府内連携ができる特定個人情報に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第129号関係資料

### 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

庁内連携ができる特定個人情報に係る規定の改正(別表第2第1項の表関係)

庁内連携(市の機関が自ら保有する特定個人情報を個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用することをいう。)ができる事務及び特定個人情報の組合せについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)に規定されていないものを条例で規定することとしており、同令において次に掲げる事務及び生活に困窮する外国人に係る生活保護法(昭和25年法律第144号)による措置に準じた措置に関する情報の組合せが規定されたことから、当該組合せと重複する条例の規定を削除するもの

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
- (2) 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
- (3) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する事務
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者がない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務
- (5) 母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務

#### 2 施行期日

公布の日

相模原市公告式条例の一部を改正する条例について  
相模原市公告式条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月18日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市公告式条例の一部を改正する条例  
相模原市公告式条例(昭和25年相模原市条例第24号)の一部を次のように改正する。  
第3条の見出し中「に関する準用」を「の公布」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。

第3条第2項中「前条の」を「前項の」に改め、「この条及び次条において」を削り、「前条第1項」を「同項」に、「市長」とあるのは、「市長名」とあるのは「者」と「者」の氏名と、「市長印」とあるのは「当該機関を代表する者の印」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前条第2項の規定は、前2項の規則について準用する。

第4条第1項中「規則を除くほか、」を削り、「規程」の次に「(規則を除く。以下同じ。)」を加える。

第5条中「規則又は」を「市長又は」に改め、「(教育委員会を除く。)」を削り、「若しくは規程」を「又は規程で公表を要するもの」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

#### 提案の理由

規則の公布に係る手続の見直しに伴う規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第130号関係資料

### 相模原市公式条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

##### 規則の公布に係る手続の見直しに伴う規定の改正(第3条関係)

- (1) 市長の定める規則の公布に係る手続について、条例の公布の手続と同様に市長が署名しなければならないこととしているものを、市長名を記入し、市長印を押さなければならぬこととするもの
- (2) 市長及び教育委員会を除く市の機関の定める規則の公布に係る手続について、当該機関を代表する者が署名しなければならないこととしているものを、当該者の氏名を記入し、当該者の印を押さなければならぬこととするもの

#### 2 施行期日

令和8年1月1日

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月18日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第1条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)の  
一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「252, 400円」を「253, 100円」に改め、同  
条第2項中「職員(」の次に「臨時的に任用される職員その他の法律により任期  
を定めて任用される職員及び」を加える。

第8条第3項第2号の表10キロメートル以上15キロメートル未満の項中  
「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同表15キロメートル以上20キ  
ロメートル未満の項中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同表  
20キロメートル以上25キロメートル未満の項中「12, 900円」を  
「13, 500円」に改め、同表25キロメートル以上30キロメートル未満の  
項中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同表30キロメートル以  
上35キロメートル未満の項中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、  
同表35キロメートル以上40キロメートル未満の項中「21, 600円」を  
「22, 800円」に改め、同表40キロメートル以上45キロメートル未満の  
項中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同表45キロメートル以  
上50キロメートル未満の項中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、  
同表50キロメートル以上55キロメートル未満の項中「28, 000円」を  
「32, 300円」に改め、同表55キロメートル以上60キロメートル未満の  
項中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同表60キロメートル以

上の項中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第14条の4第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第14条の7第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改め、同項第3号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第16条第8項中「には、」を「にあつては」に、「間は」を「間、育児休業法第2条第3項の規定による育児休業の承認(育児休業法第3条第3項において準用する場合を含む。)を受けた行政職給料表(2)の適用を受ける職員(以下この項において「育児休業職員」という。)にあつてはその育児休業の期間中」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、育児休業職員に係る期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
	1	190,800	236,200	270,800	313,500	331,600	368,200	419,200	470,200	523,500
	2	191,900	237,300	271,800	315,100	333,500	369,900	421,100	475,400	530,200
	3	193,100	238,500	272,800	316,600	335,300	371,600	422,800	480,300	535,300
	4	194,200	239,700	273,800	318,100	337,200	373,300	424,300	485,100	539,500
	5	195,300	240,900	274,800	319,600	339,100	375,100	426,000	489,200	542,900
	6	196,400	242,300	275,800	321,200	340,900	376,900	427,800	492,600	546,100
	7	197,500	243,700	276,800	322,900	342,700	378,700	429,600	495,500	549,000

	8	198, 600	245, 100	277, 800	324, 700	344, 600	380, 500	431, 400	498, 000	551, 500
	9	199, 700	246, 100	278, 600	326, 100	346, 400	382, 300	433, 200	500, 000	553, 500
	10	201, 400	247, 300	279, 600	327, 900	348, 200	384, 100	434, 700		
	11	203, 100	248, 500	280, 600	329, 600	350, 100	386, 000	436, 200		
	12	204, 800	249, 500	281, 600	331, 400	351, 900	387, 600	437, 800		
	13	206, 300	250, 500	282, 600	332, 400	353, 600	389, 300	439, 300		
	14	208, 000	251, 700	283, 600	334, 200	355, 300	390, 900	440, 600		
	15	209, 700	252, 800	284, 800	335, 900	357, 000	392, 600	441, 900		
	16	211, 400	254, 000	286, 000	337, 600	358, 600	394, 300	443, 100		
	17	212, 900	255, 300	287, 100	338, 800	360, 200	395, 800	444, 300		
	18	214, 500	256, 400	288, 400	340, 500	361, 800	397, 400	445, 600		
	19	216, 200	257, 500	289, 700	342, 200	363, 400	399, 100	446, 900		
	20	217, 900	258, 500	291, 000	343, 900	365, 000	400, 500	448, 100		
	21	219, 400	259, 400	292, 000	345, 000	366, 500	402, 300	449, 300		
	22	221, 200	260, 600	293, 200	346, 800	368, 000	403, 700	450, 100		
	23	223, 000	261, 800	294, 500	348, 600	369, 500	405, 200	450, 900		
	24	224, 800	262, 800	295, 900	350, 400	371, 000	406, 700	451, 700		
	25	226, 500	263, 900	297, 100	351, 500	372, 800	408, 000	452, 300		
	26	227, 900	264, 900	298, 600	353, 100	374, 500	409, 200	453, 000		
	27	229, 300	265, 900	300, 200	354, 700	376, 300	410, 400	453, 700		
	28	230, 700	266, 900	301, 800	356, 400	378, 000	411, 500	454, 400		
	29	231, 900	267, 600	303, 200	357, 700	379, 400	412, 500	455, 200		
	30	233, 000	268, 300	304, 700	359, 500	380, 600	413, 700	456, 000		
	31	234, 000	268, 900	305, 900	361, 300	381, 900	414, 900	456, 400		
	32	235, 000	269, 500	307, 400	363, 200	383, 200	416, 000	457, 100		
	33	236, 100	270, 300	308, 600	364, 200	384, 500	416, 700	457, 600		
	34	237, 200	271, 100	310, 000	365, 500	385, 400	417, 400	458, 000		
	35	238, 200	271, 800	311, 300	367, 000	386, 500	418, 100	458, 400		
	36	239, 200	272, 500	312, 700	368, 400	387, 500	418, 800	458, 800		
	37	240, 200	273, 200	314, 000	369, 700	388, 200	419, 400	459, 200		
	38	241, 000	274, 100	315, 200	370, 500	389, 100	420, 000	459, 500		

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	39	241,800	274,800	316,300	371,700	390,000	420,500	459,800		
	40	242,700	275,500	317,400	372,600	390,800	420,800	460,100		
	41	243,400	276,300	318,500	373,500	391,600	421,200	460,400		
	42	244,200	277,100	319,600	374,600	392,400	421,500	460,700		
	43	244,900	277,800	320,700	375,400	393,200	421,800	461,000		
	44	245,500	278,700	321,900	376,400	394,000	422,100	461,300		
	45	246,100	279,500	322,900	377,200	394,600	422,300	461,600		
	46	246,600	280,300	324,200	377,900	395,300	422,500			
	47	247,100	281,200	325,600	378,600	396,000	422,800			
	48	247,600	282,000	327,100	379,200	396,700	423,100			
	49	248,300	282,900	328,500	379,600	397,200	423,400			
	50	248,800	283,700	330,100	380,200	397,800	423,700			
	51	249,400	284,600	331,700	380,900	398,400	424,000			
	52	249,900	285,500	333,200	381,600	399,100	424,200			
	53	250,200	286,200	334,600	381,900	399,400	424,400			
	54	250,700	286,900	335,600	382,500	400,000	424,600			
	55	251,200	287,700	336,800	383,100	400,600	424,900			
	56	251,600	288,500	338,000	383,800	401,200	425,100			
	57	251,900	289,300	338,700	384,100	401,600	425,300			
	58	252,400	290,000	339,400	384,600	402,200	425,500			
	59	252,800	290,800	340,200	385,300	402,700	425,700			
	60	253,300	291,600	340,900	385,900	403,300	425,900			
	61	253,600	292,400	341,800	386,200	403,600	426,100			
	62	254,100	293,000	342,200	386,700	404,100	426,300			
	63	254,600	293,600	342,800	387,400	404,600	426,500			
	64	255,000	294,300	343,500	388,000	405,100	426,700			
	65	255,400	295,000	344,300	388,400	405,500	426,900			
	66	255,800	295,700	345,000	388,900	406,100	427,100			
	67	256,200	296,400	345,700	389,500	406,600	427,300			
	68	256,600	297,100	346,400	390,000	407,200	427,400			
	69	257,000	297,700	346,800	390,400	407,600	427,500			

70	257, 400	298, 500	347, 400	391, 000	408, 000	427, 700		
71	257, 800	299, 200	347, 900	391, 500	408, 400	427, 900		
72	258, 200	300, 000	348, 500	391, 800	408, 800	428, 000		
73	258, 600	300, 700	348, 800	392, 200	409, 100	428, 100		
74	259, 000	301, 000	349, 200	392, 700	409, 400			
75	259, 400	301, 300	349, 500	393, 000	409, 700			
76	259, 800	301, 700	350, 000	393, 400	409, 900			
77	260, 200	301, 900	350, 400	393, 800	410, 100			
78	260, 600	302, 100	350, 900	394, 300	410, 300			
79	261, 000	302, 300	351, 400	394, 700	410, 500			
80	261, 400	302, 600	351, 900	395, 100	410, 600			
81	261, 800	302, 800	352, 200	395, 400	410, 800			
82	262, 200	303, 000	352, 600	395, 700	411, 000			
83	262, 600	303, 400	353, 100	396, 000	411, 200			
84	263, 000	303, 600	353, 500	396, 300	411, 300			
85	263, 400	303, 900	353, 800	396, 600	411, 500			
86	263, 800	304, 100	354, 200					
87	264, 200	304, 400	354, 700					
88	264, 600	304, 800	355, 100					
89	265, 000	305, 000	355, 300					
90	265, 400	305, 400	355, 700					
91	265, 700	305, 700	356, 200					
92	266, 000	306, 000	356, 600					
93	266, 300	306, 200	356, 800					
94		306, 400	357, 000					
95		306, 700	357, 400					
96		307, 100	357, 700					
97		307, 300	358, 000					
98		307, 600	358, 400					
99		307, 900	358, 800					
100		308, 300	359, 200					

	101	308, 500	359, 700								
	102	308, 700	360, 100								
	103	309, 100	360, 500								
	104	309, 400	360, 900								
	105	309, 600	361, 400								
	106	309, 900	361, 800								
	107	310, 300	362, 100								
	108	310, 600	362, 400								
	109	310, 800	362, 800								
	110	311, 100									
	111	311, 500									
	112	311, 800									
	113	312, 000									
	114	312, 200									
	115	312, 500									
	116	312, 900									
	117	313, 100									
	118	313, 300									
	119	313, 600									
	120	313, 900									
	121	314, 200									
	122	314, 400									
	123	314, 700									
	124	315, 000									
	125	315, 300									
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額								
	円 199, 300	円 226, 300	円 268, 000	円 289, 000	円 307, 400	円 333, 800	円 373, 500	円 407, 700	円 460, 600	円	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

行政職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
	1	174,500	220,700	237,700	276,900	302,200
	2	175,400	221,900	238,900	277,700	303,800
	3	176,300	223,100	240,100	278,600	305,200
	4	177,200	224,400	241,200	279,500	306,600
	5	178,100	225,400	242,400	280,000	308,200
	6	179,000	226,400	243,600	281,200	309,800
	7	179,900	227,400	244,700	282,300	311,100
	8	180,900	228,300	246,000	283,400	312,700
	9	181,600	229,200	247,400	284,300	314,200
	10	182,600	229,900	248,900	285,200	315,800
	11	183,400	230,600	250,300	286,000	317,400
	12	184,500	231,200	251,500	286,900	319,000
	13	185,200	231,900	252,300	287,500	320,300
	14	186,100	232,400	253,300	288,200	321,600
	15	187,100	233,000	254,300	288,700	323,000
	16	188,000	233,600	255,000	289,300	324,100
	17	189,100	234,200	255,700	289,700	325,400
	18	190,500	234,700	256,400	290,500	326,700
	19	192,100	235,300	257,100	291,300	328,000
	20	193,600	235,900	257,800	291,800	329,400
	21	195,000	236,400	258,300	292,200	330,400
	22	196,400	237,000	258,900	293,000	331,400
	23	197,700	237,600	259,600	293,900	332,300
	24	198,900	238,200	260,300	294,600	333,400
	25	200,100	238,700	260,800	295,100	334,500
	26	201,400	239,300	261,500	295,700	335,900

27	202, 700	239, 800	262, 200	296, 300	337, 300
28	204, 000	240, 400	262, 800	297, 100	338, 600
29	205, 200	241, 000	263, 300	297, 400	340, 100
30	206, 500	241, 600	264, 200	298, 300	341, 200
31	207, 700	242, 200	265, 100	299, 000	342, 300
32	208, 900	242, 700	266, 000	299, 500	343, 400
33	210, 100	243, 300	266, 700	300, 100	344, 400
34	211, 300	243, 900	267, 600	300, 800	345, 100
35	212, 500	244, 500	268, 300	301, 700	346, 100
36	213, 700	245, 000	269, 200	302, 600	347, 000
37	214, 800	245, 600	269, 900	302, 900	347, 900
38	215, 900	246, 200	270, 800	303, 300	348, 900
39	217, 000	246, 700	271, 600	303, 600	349, 800
40	218, 100	247, 300	272, 400	304, 200	350, 600
41	219, 200	247, 900	273, 300	304, 800	351, 500
42	220, 200	248, 400	274, 000	305, 700	352, 500
43	221, 200	248, 900	274, 800	306, 700	353, 400
44	222, 200	249, 500	275, 600	307, 600	354, 400
45	223, 300	250, 100	276, 400	308, 100	355, 300
46	224, 400	250, 600	277, 100	309, 000	356, 300
47	225, 400	251, 200	277, 800	309, 900	357, 300
48	226, 600	251, 700	278, 500	310, 800	358, 300
49	227, 500	252, 300	279, 200	311, 400	359, 300
50	228, 200	252, 800	279, 900	311, 900	360, 200
51	228, 600	253, 400	280, 600	312, 500	361, 100
52	229, 300	254, 000	281, 300	313, 300	361, 900
53	229, 800	254, 500	281, 900	313, 900	362, 700
54	230, 200	255, 000	282, 700	314, 600	363, 400
55	230, 500	255, 600	283, 500	315, 300	364, 200
56	231, 000	256, 200	284, 300	315, 900	364, 900
57	231, 600	256, 800	285, 100	316, 600	365, 600

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	58	232, 100	257, 300	285, 800	317, 300	366, 400
	59	232, 900	257, 900	286, 600	318, 100	367, 100
	60	233, 500	258, 500	287, 400	318, 700	367, 800
	61	233, 700	259, 100	288, 200	319, 300	368, 500
	62	234, 200	259, 700	289, 000	320, 000	369, 200
	63	234, 600	260, 300	289, 800	320, 700	369, 900
	64	235, 100	260, 900	290, 600	321, 400	370, 500
	65	235, 200	261, 500	291, 400	321, 900	371, 100
	66	235, 500	262, 100	292, 100	322, 300	371, 600
	67	235, 800	262, 700	292, 700	322, 900	372, 100
	68	236, 000	263, 300	293, 400	323, 500	372, 600
	69	236, 200	263, 900	294, 100	324, 100	372, 800
	70	236, 300	264, 400	294, 800	324, 400	373, 000
	71	236, 400	264, 800	295, 500	324, 900	373, 200
	72	236, 500	265, 100	296, 200	325, 400	373, 400
	73	236, 600	265, 300	296, 900	325, 700	373, 500
	74	236, 700	265, 700	297, 600	326, 100	
	75	236, 800	266, 200	298, 300	326, 600	
	76	236, 900	266, 800	299, 100	327, 000	
	77	237, 000	267, 200	299, 800	327, 200	
	78	237, 100	267, 600	300, 200	327, 500	
	79	237, 200	268, 100	300, 600	327, 800	
	80	237, 400	268, 600	301, 000	328, 100	
	81	237, 700	268, 900	301, 400	328, 400	
	82	238, 100	269, 200	301, 700	328, 600	
	83	238, 500	269, 500	302, 200	328, 900	
	84	239, 000	269, 800	302, 700	329, 200	
	85	239, 600	270, 000	303, 100	329, 400	
	86	239, 900	270, 100	303, 700	329, 800	
	87	240, 200	270, 400	304, 300	330, 100	
	88	240, 300	270, 700	304, 900	330, 300	

89	240, 500	270, 900	305, 200	330, 400	
90	240, 800	271, 000	305, 700	330, 700	
91	241, 100	271, 400	306, 200	330, 900	
92	241, 500	271, 600	306, 600	331, 200	
93	241, 700	271, 900	307, 000	331, 400	
94	241, 900	272, 300	307, 500	331, 600	
95	242, 100	272, 600	308, 000	331, 800	
96	242, 300	272, 900	308, 500	332, 000	
97	242, 700	273, 100	308, 800	332, 100	
98	243, 100	273, 400	309, 100	332, 300	
99	243, 500	273, 600	309, 700	332, 400	
100	243, 800	273, 900	310, 200	332, 500	
101	244, 400	274, 200	310, 600	332, 600	
102	244, 900	274, 400	311, 000	332, 700	
103	245, 500	274, 700	311, 300	332, 800	
104	246, 100	275, 000	311, 600	332, 900	
105	246, 400	275, 200	311, 900	333, 000	
106	246, 900	275, 400	312, 300	333, 100	
107	247, 400	275, 700	312, 700	333, 200	
108	247, 800	275, 900	313, 100	333, 300	
109	248, 000	276, 200	313, 400	333, 400	
110	248, 400	276, 500	313, 800	333, 500	
111	248, 900	276, 800	314, 200	333, 600	
112	249, 400	277, 000	314, 500	333, 700	
113	249, 700	277, 200	314, 600	333, 800	
114	250, 200	277, 500	314, 900	333, 900	
115	250, 700	277, 700	315, 200	334, 000	
116	251, 200	277, 900	315, 400		
117	251, 500	278, 200	315, 600		
118	251, 900	278, 500	315, 900		
119	252, 300	278, 800	316, 200		

	120	252,700	279,100	316,400			
	121	253,100	279,300	316,600			
	122		279,500	316,900			
	123		279,800	317,200			
	124		280,100	317,400			
	125		280,300	317,600			
	126		280,500	317,900			
	127		280,800	318,200			
	128		281,100	318,400			
	129		281,300	318,600			
	130		281,500	318,900			
	131		281,800	319,200			
	132		282,100	319,400			
	133		282,300	319,600			
	134		282,500				
	135		282,800				
	136		283,100				
	137		283,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
		円	円	円	円	円	円
		205,200	215,800	234,800	257,200	288,100	

備考 この表は、技能職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3(第3条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
	1	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	209,900	229,700	262,700	299,000	336,400	369,600	400,800	461,900
		212,100	231,700	264,000	300,100	338,400	371,500	402,600	465,900

	3	214, 300	233, 500	265, 200	301, 200	340, 400	373, 600	404, 200	469, 500
	4	216, 500	235, 400	266, 400	302, 300	342, 200	375, 600	405, 700	472, 500
	5	218, 700	237, 500	267, 700	303, 400	343, 900	377, 500	406, 800	475, 000
	6	220, 900	239, 800	269, 000	304, 800	345, 700	379, 200	408, 600	476, 800
	7	223, 100	242, 300	270, 200	305, 800	347, 600	380, 700	410, 100	478, 100
	8	225, 300	244, 700	271, 400	307, 000	349, 400	382, 400	412, 000	479, 200
	9	227, 300	247, 100	272, 700	308, 100	350, 900	384, 400	413, 500	480, 100
	10	229, 300	248, 700	274, 000	309, 500	352, 800	386, 000	415, 300	
	11	231, 300	250, 400	275, 200	310, 800	354, 600	387, 900	417, 200	
	12	233, 300	252, 000	276, 500	312, 300	356, 500	389, 600	419, 200	
	13	235, 200	253, 400	277, 600	313, 700	358, 400	391, 300	420, 600	
	14	237, 300	254, 900	278, 900	315, 300	360, 200	393, 200	422, 300	
	15	239, 600	256, 300	280, 200	316, 900	362, 100	394, 800	423, 900	
	16	241, 900	257, 800	281, 400	318, 500	363, 900	396, 500	425, 400	
	17	244, 100	259, 400	282, 500	320, 100	365, 700	398, 100	427, 200	
	18	245, 600	260, 500	283, 500	321, 700	367, 400	399, 900	428, 600	
	19	247, 200	261, 600	284, 600	323, 300	369, 200	401, 600	430, 100	
	20	248, 800	262, 700	285, 600	324, 900	371, 000	403, 200	431, 600	
	21	250, 300	263, 800	286, 400	326, 700	372, 800	404, 900	432, 800	
	22	251, 800	265, 000	287, 200	328, 200	374, 600	406, 700	434, 200	
	23	253, 300	266, 200	288, 000	329, 700	376, 100	408, 700	435, 600	
	24	254, 800	267, 400	288, 900	331, 200	377, 800	410, 600	437, 100	
	25	256, 400	268, 700	289, 500	332, 500	379, 600	411, 900	438, 600	
	26	257, 500	270, 000	290, 100	333, 900	381, 200	413, 200	439, 900	
	27	258, 500	271, 300	290, 700	335, 200	382, 900	414, 600	441, 200	
	28	259, 500	272, 600	291, 400	336, 600	384, 500	415, 800	442, 300	
	29	260, 900	273, 500	292, 000	338, 000	386, 000	417, 300	443, 400	
	30	262, 300	274, 500	292, 600	339, 400	387, 600	418, 200	444, 200	
	31	263, 600	275, 700	293, 100	340, 900	389, 200	419, 200	445, 000	
	32	264, 900	276, 900	293, 700	342, 500	390, 800	420, 200	445, 800	
	33	266, 300	277, 900	294, 300	343, 600	392, 400	421, 100	446, 400	

	34	267, 500	278, 800	294, 900	345, 200	394, 100	422, 100	447, 000	
	35	268, 600	279, 500	295, 600	346, 800	395, 800	423, 100	447, 800	
	36	269, 800	280, 400	296, 400	348, 300	397, 500	424, 100	448, 500	
	37	271, 000	281, 300	297, 400	349, 700	398, 800	425, 100	449, 000	
	38	272, 300	282, 000	298, 400	351, 000	400, 400	425, 900	449, 500	
	39	273, 500	282, 800	299, 200	352, 300	402, 000	426, 700	450, 200	
	40	274, 600	283, 500	300, 200	353, 500	403, 600	427, 400	450, 700	
	41	275, 600	284, 100	301, 100	354, 800	405, 000	427, 800	451, 300	
	42	276, 400	284, 800	302, 100	356, 100	405, 900	428, 500	451, 900	
	43	277, 200	285, 500	303, 100	357, 400	407, 000	429, 200	452, 300	
	44	278, 000	286, 200	304, 200	358, 700	408, 000	429, 800	452, 900	
	45	278, 800	287, 100	305, 400	359, 900	409, 100	430, 400	453, 500	
	46	279, 600	287, 800	306, 400	361, 300	410, 200	430, 900	453, 700	
	47	280, 400	288, 500	307, 400	362, 600	411, 200	431, 300	453, 900	
	48	281, 200	289, 200	308, 700	363, 800	412, 300	431, 600	454, 100	
	49	281, 900	289, 800	309, 700	365, 000	413, 300	431, 800	454, 600	
	50	282, 700	290, 400	310, 800	366, 200	414, 100	432, 000	454, 700	
	51	283, 400	291, 000	312, 000	367, 500	414, 900	432, 200	454, 800	
	52	284, 200	291, 700	313, 200	368, 800	415, 700	432, 400	455, 000	
	53	284, 900	292, 400	314, 400	370, 100	416, 200	432, 600	455, 200	
	54	285, 700	293, 100	315, 600	371, 400	416, 900	432, 800	455, 300	
	55	286, 500	293, 900	316, 800	372, 700	417, 600	433, 000	455, 500	
	56	287, 400	294, 800	318, 000	374, 000	418, 300	433, 200	455, 700	
	57	288, 000	295, 700	319, 200	375, 000	418, 600	433, 400	455, 900	
	58	288, 800	296, 600	320, 400	376, 100	419, 200	433, 600	456, 100	
	59	289, 500	297, 300	321, 600	377, 300	419, 700	433, 800	456, 400	
	60	290, 300	298, 100	322, 800	378, 600	420, 300	434, 000	456, 600	
	61	291, 000	299, 100	324, 000	379, 900	420, 700	434, 200	456, 800	
	62	291, 800	300, 100	325, 200	381, 000	421, 300	434, 400	457, 000	
	63	292, 500	301, 100	326, 400	382, 200	421, 800	434, 600	457, 100	
	64	293, 300	302, 100	327, 500	383, 400	422, 300	434, 800	457, 200	

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	65	294,000	303,100	328,500	384,700	422,800	435,100	457,300	
	66	294,800	304,100	329,500	385,900	423,300	435,300	457,500	
	67	295,500	305,100	330,700	387,000	423,700	435,500	457,700	
	68	296,300	306,100	331,900	388,100	424,200	435,700	457,800	
	69	297,000	307,100	332,900	389,300	424,700	435,900	457,900	
	70	297,800	308,100	334,200	390,400	425,100	436,100		
	71	298,500	309,100	335,500	391,600	425,700	436,300		
	72	299,300	310,100	336,900	392,700	426,100	436,500		
	73	300,000	311,100	338,200	393,800	426,700	436,700		
	74	300,800	312,100	339,600	394,300	427,300	436,900		
	75	301,500	313,000	341,000	394,900	427,800	437,100		
	76	302,300	314,000	342,300	395,500	428,400	437,200		
	77	303,000	315,000	343,600	396,000	428,900	437,300		
	78	303,800	316,000	345,000	396,500	429,200	437,500		
	79	304,500	317,000	346,400	397,000	429,500	437,700		
	80	305,300	318,000	347,800	397,600	429,800	437,800		
	81	306,000	319,000	349,000	397,900	430,100	437,900		
	82	306,800	320,000	350,300	398,300	430,300			
	83	307,500	321,000	351,600	398,900	430,500			
	84	308,300	322,000	352,900	399,400	430,700			
	85	309,000	323,000	354,300	399,700	430,900			
	86	309,800	324,000	355,300	400,100				
	87	310,500	325,000	356,600	400,700				
	88	311,300	326,000	358,000	401,200				
	89	312,000	327,000	359,400	401,600				
	90	312,800	328,000	360,800	402,100				
	91	313,500	329,000	362,200	402,700				
	92	314,300	330,000	363,600	403,200				
	93	315,000	331,000	364,800	403,500				
	94	315,800	332,000	366,000	403,900				
	95	316,500	333,000	367,100	404,300				

	96	317, 300	334, 000	368, 300	404, 500		
	97	318, 000	335, 000	369, 300	404, 700		
	98	318, 800	336, 000	370, 400	405, 000		
	99	319, 500	337, 000	371, 400	405, 100		
	100	320, 300	338, 000	372, 600	405, 400		
	101	321, 100	339, 000	373, 700	405, 600		
	102	321, 900	340, 000	374, 300	405, 900		
	103	322, 600	341, 000	374, 900	406, 200		
	104	323, 400	342, 000	375, 500	406, 500		
	105	324, 100	343, 000	376, 000	406, 800		
	106	324, 700	344, 000	376, 500	407, 100		
	107	325, 400	344, 900	377, 100	407, 400		
	108	326, 000	346, 000	377, 600	407, 700		
	109	326, 600	347, 000	378, 100	408, 000		
	110	327, 200	348, 000	378, 600	408, 300		
	111	327, 900	348, 800	379, 200	408, 600		
	112	328, 500	349, 800	379, 700	408, 900		
	113	329, 100	350, 800	380, 100	409, 200		
	114	329, 700	351, 600	380, 600	409, 400		
	115	330, 400	352, 500	381, 200	409, 700		
	116	331, 100	353, 500	381, 700	410, 000		
	117	331, 600	354, 600	381, 900	410, 300		
	118	332, 300	355, 100	382, 300			
	119	332, 900	355, 700	382, 800			
	120	333, 600	356, 300	383, 200			
	121	334, 100	356, 800	383, 700			
	122	334, 600	357, 100	384, 200			
	123	335, 100	357, 600	384, 700			
	124	335, 600	358, 000	385, 200			
	125	335, 800	358, 500	385, 400			
	126		358, 900	385, 900			

	127		359, 400	386, 300						
	128		359, 700	386, 800						
	129		360, 200	387, 100						
	130		360, 700	387, 600						
	131		361, 200	387, 900						
	132		361, 600	388, 200						
	133		362, 000	388, 500						
	134		362, 400	388, 900						
	135		362, 700	389, 300						
	136		363, 200	389, 800						
	137		363, 400	390, 000						
	138		363, 700							
	139		364, 100							
	140		364, 600							
	141		364, 800							
	142		365, 200							
	143		365, 600							
	144		366, 000							
	145		366, 200							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		245, 400	257, 200	263, 600	302, 300	320, 700	336, 700	358, 800	395, 400	

備考 この表は、消防職員(消防局長を除く。)で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4(第3条関係)

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級	
		号給	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額
	1		円 305, 600		円 415, 600		円 470, 300		円 566, 200

	2	307, 900	418, 300	472, 300	572, 300
	3	310, 200	420, 900	474, 200	577, 400
	4	312, 400	423, 300	476, 100	582, 100
	5	314, 500	425, 600	477, 500	586, 400
	6	318, 000	427, 800	479, 200	590, 700
	7	321, 500	429, 800	481, 000	594, 100
	8	324, 900	431, 900	482, 800	597, 000
	9	328, 300	434, 000	484, 600	599, 500
	10	331, 800	435, 500	486, 300	601, 800
	11	335, 200	437, 000	488, 100	
	12	338, 600	438, 500	489, 900	
	13	342, 000	439, 900	491, 700	
	14	345, 500	441, 300	493, 400	
	15	348, 900	442, 800	495, 200	
	16	352, 300	444, 200	497, 000	
	17	355, 700	445, 500	498, 800	
	18	358, 800	447, 000	500, 700	
	19	362, 000	448, 400	502, 600	
	20	365, 200	449, 800	504, 500	
	21	368, 500	451, 100	506, 400	
	22	371, 600	452, 600	508, 100	
	23	374, 700	454, 000	509, 900	
	24	377, 700	455, 400	511, 700	
	25	380, 800	456, 800	513, 300	
	26	383, 100	458, 200	515, 100	
	27	385, 400	459, 500	516, 900	
	28	387, 600	460, 900	518, 400	
	29	389, 500	462, 300	519, 800	
	30	391, 200	463, 600	521, 500	
	31	392, 900	465, 000	523, 300	
	32	394, 700	466, 400	525, 000	

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	33	396, 400	467, 700	526, 500
	34	398, 200	469, 100	527, 800
	35	399, 800	470, 400	529, 100
	36	401, 100	471, 800	530, 400
	37	402, 500	473, 200	531, 400
	38	403, 900	474, 900	532, 700
	39	405, 300	476, 500	534, 000
	40	406, 700	478, 000	535, 300
	41	408, 200	479, 600	536, 300
	42	408, 900	480, 800	537, 100
	43	409, 500	481, 900	537, 900
	44	410, 100	483, 000	538, 700
	45	410, 900	484, 000	539, 600
	46	411, 500	484, 900	540, 400
	47	412, 100	485, 800	541, 200
	48	412, 600	486, 600	541, 900
	49	413, 100	487, 300	542, 700
	50	413, 500	488, 000	543, 500
	51	414, 000	488, 700	544, 200
	52	414, 400	489, 300	545, 100
	53	414, 800	489, 900	546, 000
	54	415, 100	490, 600	546, 800
	55	415, 400	491, 200	547, 700
	56	415, 800	491, 800	548, 600
	57	416, 100	492, 100	549, 400
	58	416, 500	492, 700	550, 200
	59	416, 800	493, 300	551, 000
	60	417, 200	494, 000	551, 700
	61	417, 600	494, 400	552, 500
	62	417, 900	495, 000	553, 400
	63	418, 200	495, 700	554, 300

	64	418, 500	496, 400	555, 200	
	65	418, 800	496, 800	556, 000	
	66		497, 400	556, 900	
	67		498, 000	557, 800	
	68		498, 500	558, 700	
	69		499, 000	559, 500	
	70		499, 500	560, 400	
	71		500, 000	561, 300	
	72		500, 500	562, 200	
	73		500, 900	563, 000	
	74		501, 400		
	75		501, 800		
	76		502, 200		
	77		502, 700		
	78		503, 300		
	79		503, 800		
	80		504, 200		
	81		504, 700		
	82		505, 300		
	83		505, 900		
	84		506, 400		
	85		506, 900		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		312, 900	356, 500	412, 800	488, 500

備考 この表は、医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 相模原市一般職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の4第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3

項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第14条の7第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改め、同項第3号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年相模原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第4条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	207,800	227,900	296,900	330,700	428,400
	2	209,800	230,100	298,900	332,800	429,700
	3	211,600	232,300	300,700	335,000	431,000
	4	213,400	234,600	302,700	336,800	432,200
	5	215,700	236,600	304,700	338,500	433,500
	6	217,800	238,900	306,600	340,600	434,900
	7	220,000	241,200	308,200	342,700	436,400
	8	222,200	243,300	309,600	344,800	438,000
	9	224,400	245,400	311,100	346,900	439,300
	10	226,700	247,600	312,700	349,200	440,700
	11	229,000	249,800	314,100	351,600	442,100
	12	231,300	252,100	315,600	354,200	443,400
	13	233,700	254,400	316,900	356,400	444,700
	14	236,000	256,000	318,400	358,100	446,000
	15	238,300	257,500	319,800	359,900	447,400
	16	240,600	259,000	321,200	361,800	448,800
	17	242,900	260,600	322,500	363,600	450,000
	18	244,700	261,800	324,100	365,100	451,300
	19	246,500	262,800	325,800	366,900	452,500
	20	248,300	263,900	327,600	368,600	453,800
	21	250,100	264,800	329,500	370,000	454,900
	22	251,700	265,800	331,500	371,600	456,100
	23	253,200	266,900	333,500	373,200	457,200

24	254, 700	268, 000	335, 600	374, 800	458, 300
25	256, 000	269, 100	337, 600	376, 400	459, 500
26	257, 100	270, 700	339, 700	378, 100	460, 700
27	258, 200	272, 300	341, 700	379, 700	461, 700
28	259, 400	273, 900	343, 600	381, 400	462, 800
29	260, 500	275, 300	345, 500	382, 900	464, 100
30	261, 400	277, 600	347, 200	384, 500	465, 200
31	262, 300	279, 800	348, 900	386, 000	466, 400
32	263, 300	282, 000	350, 500	387, 500	467, 500
33	264, 300	284, 300	352, 400	388, 800	468, 700
34	265, 400	286, 500	354, 000	390, 100	469, 600
35	266, 400	288, 600	355, 600	391, 400	470, 400
36	267, 500	290, 700	357, 200	393, 200	471, 100
37	268, 600	292, 800	358, 900	394, 300	471, 900
38	269, 700	294, 700	360, 800	395, 300	472, 700
39	270, 900	296, 500	362, 800	396, 600	473, 500
40	272, 000	298, 200	364, 700	398, 100	474, 300
41	273, 300	300, 100	366, 200	399, 300	475, 100
42	274, 300	301, 700	368, 200	400, 400	475, 900
43	275, 300	303, 200	370, 100	401, 600	476, 700
44	276, 200	304, 700	372, 000	403, 100	477, 500
45	277, 200	306, 200	373, 500	404, 600	478, 200
46	278, 200	307, 700	375, 100	405, 700	479, 000
47	279, 000	309, 400	376, 800	407, 200	479, 800
48	279, 800	311, 000	378, 500	408, 600	480, 600
49	280, 500	312, 400	379, 800	409, 800	481, 300
50	281, 300	313, 800	381, 100	411, 100	482, 100
51	282, 100	315, 200	382, 500	412, 400	482, 900
52	282, 900	316, 600	384, 100	413, 700	483, 700
53	283, 700	318, 200	385, 400	414, 900	484, 400
54	284, 400	320, 200	386, 700	416, 100	485, 200

	55	284, 900	322, 200	388, 000	417, 200	486, 000
	56	285, 700	324, 400	389, 200	418, 200	486, 800
	57	286, 300	326, 200	390, 400	419, 400	487, 500
	58	287, 000	328, 200	391, 900	420, 600	
	59	287, 700	330, 200	393, 400	421, 600	
	60	288, 400	332, 400	394, 800	422, 600	
	61	289, 100	334, 600	395, 800	423, 600	
	62	289, 800	336, 500	397, 000	424, 600	
	63	290, 500	338, 300	398, 400	425, 600	
	64	291, 100	340, 200	399, 700	426, 600	
	65	291, 800	341, 900	401, 000	427, 600	
	66	292, 500	343, 600	402, 200	428, 700	
	67	293, 200	345, 200	403, 400	429, 900	
	68	294, 100	346, 700	404, 600	431, 000	
	69	295, 000	348, 500	405, 900	432, 000	
	70	295, 900	350, 400	407, 000	433, 000	
	71	296, 800	352, 300	408, 300	434, 000	
	72	297, 800	354, 100	409, 400	435, 000	
	73	298, 600	355, 800	410, 700	435, 900	
	74	299, 200	357, 700	411, 700	436, 600	
	75	299, 900	359, 600	412, 700	437, 300	
	76	300, 600	361, 500	413, 700	438, 000	
	77	301, 600	363, 000	414, 500	438, 700	
	78	302, 500	364, 500	415, 400	439, 400	
	79	303, 500	366, 000	416, 500	440, 100	
	80	304, 400	367, 500	417, 600	440, 800	
	81	305, 200	368, 900	418, 300	441, 500	
	82	306, 100	370, 300	419, 100	442, 200	
	83	307, 100	371, 800	420, 000	442, 900	
	84	308, 000	373, 200	420, 900	443, 600	
	85	308, 900	374, 400	421, 700	444, 200	

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	86	309, 600	375, 600	422, 600	444, 700	
	87	310, 400	376, 700	423, 400	445, 300	
	88	311, 300	377, 800	424, 200	446, 000	
	89	312, 100	378, 800	424, 800	446, 700	
	90	313, 000	379, 800	425, 500	447, 300	
	91	314, 000	381, 000	426, 200	447, 900	
	92	315, 000	382, 300	426, 900	448, 300	
	93	315, 600	383, 700	427, 500	448, 700	
	94	316, 400	384, 800	428, 200	449, 300	
	95	317, 100	386, 100	428, 900	449, 800	
	96	317, 800	387, 300	429, 700	450, 400	
	97	318, 400	388, 200	430, 400	450, 800	
	98	319, 200	389, 100	431, 200	451, 400	
	99	320, 000	390, 100	432, 000	452, 000	
	100	321, 000	391, 000	432, 800	452, 600	
	101	321, 800	391, 900	433, 400	453, 000	
	102	322, 800	392, 900	434, 100	453, 600	
	103	323, 900	393, 900	434, 800	454, 200	
	104	324, 900	394, 800	435, 400	454, 800	
	105	325, 500	395, 600	436, 100	455, 200	
	106	326, 200	396, 400	436, 800	455, 800	
	107	327, 000	397, 300	437, 500	456, 400	
	108	327, 700	398, 200	438, 300	457, 000	
	109	328, 600	398, 900	438, 900	457, 300	
	110	329, 000	399, 800	439, 300	457, 600	
	111	329, 400	400, 700	439, 800	458, 000	
	112	329, 800	401, 500	440, 400	458, 300	
	113	330, 300	402, 100	440, 900	458, 500	
	114	330, 600	403, 000	441, 200	458, 800	
	115	331, 100	403, 900	441, 500	459, 200	
	116	331, 600	404, 800	441, 800	459, 500	

	117	332, 000	405, 600	442, 400	459, 700	
	118	332, 500	406, 300	442, 700	460, 100	
	119	332, 900	407, 100	443, 000	460, 500	
	120	333, 300	407, 900	443, 400	460, 800	
	121	333, 800	408, 500	443, 900	461, 000	
	122	334, 200	409, 300	444, 300		
	123	334, 700	410, 000	444, 600		
	124	335, 200	410, 700	445, 000		
	125	335, 800	411, 300	445, 500		
	126	336, 100	412, 000	445, 800		
	127	336, 300	412, 500	446, 200		
	128	336, 500	413, 100	446, 500		
	129	336, 700	413, 800	447, 000		
	130	337, 000	414, 300	447, 200		
	131	337, 300	414, 800	447, 500		
	132	337, 500	415, 300	447, 900		
	133	337, 700	415, 600	448, 100		
	134	337, 900	416, 200	448, 300		
	135	338, 100	416, 800	448, 500		
	136	338, 300	417, 300	448, 700		
	137	338, 600	417, 800	449, 100		
	138	338, 800	418, 400			
	139	339, 000	419, 000			
	140	339, 300	419, 600			
	141	339, 500	419, 900			
	142	339, 700	420, 500			
	143	339, 900	421, 000			
	144	340, 100	421, 600			
	145	340, 400	422, 000			
	146	340, 600	422, 400			
	147	340, 900	422, 700			

148	341, 100	423, 200	
149	341, 300	423, 500	
150	341, 500	423, 900	
151	341, 800	424, 400	
152	342, 100	424, 700	
153	342, 300	425, 100	
154	342, 600	425, 500	
155	342, 900	425, 900	
156	343, 200	426, 200	
157	343, 300	426, 500	
158	343, 600	426, 800	
159	343, 900	427, 100	
160	344, 200	427, 500	
161	344, 300	428, 100	
162	344, 600	428, 400	
163	344, 900	428, 700	
164	345, 200	429, 100	
165	345, 300	429, 500	
166		429, 800	
167		430, 200	
168		430, 500	
169		430, 800	
170		431, 100	
171		431, 400	
172		431, 700	
173		432, 100	
174		432, 400	
175		432, 700	
176		433, 100	
177		433, 500	
178		433, 700	

	179		433,900			
	180		434,100			
	181		434,400			
	182		434,600			
	183		434,800			
	184		435,100			
	185		435,300			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		242,400	279,900	310,800	342,400	424,400

備考 この表は、教育職員に適用する。

別表第2(第4条関係)

学校事務職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	190,800	236,200	270,800	313,500	331,600
	2	191,900	237,300	271,800	315,100	333,500
	3	193,100	238,500	272,800	316,600	335,300
	4	194,200	239,700	273,800	318,100	337,200
	5	195,300	240,900	274,800	319,600	339,100
	6	196,400	242,300	275,800	321,200	340,900
	7	197,500	243,700	276,800	322,900	342,700
	8	198,600	245,100	277,800	324,700	344,600
	9	199,700	246,100	278,600	326,100	346,400
	10	201,400	247,300	279,600	327,900	348,200
	11	203,100	248,500	280,600	329,600	350,100
	12	204,800	249,500	281,600	331,400	351,900
	13	206,300	250,500	282,600	332,400	353,600
	14	208,000	251,700	283,600	334,200	355,300

15	209, 700	252, 800	284, 800	335, 900	357, 000
16	211, 400	254, 000	286, 000	337, 600	358, 600
17	212, 900	255, 300	287, 100	338, 800	360, 200
18	214, 500	256, 400	288, 400	340, 500	361, 800
19	216, 200	257, 500	289, 700	342, 200	363, 400
20	217, 900	258, 500	291, 000	343, 900	365, 000
21	219, 400	259, 400	292, 000	345, 000	366, 500
22	221, 200	260, 600	293, 200	346, 800	368, 000
23	223, 000	261, 800	294, 500	348, 600	369, 500
24	224, 800	262, 800	295, 900	350, 400	371, 000
25	226, 500	263, 900	297, 100	351, 500	372, 800
26	227, 900	264, 900	298, 600	353, 100	374, 500
27	229, 300	265, 900	300, 200	354, 700	376, 300
28	230, 700	266, 900	301, 800	356, 400	378, 000
29	231, 900	267, 600	303, 200	357, 700	379, 400
30	233, 000	268, 300	304, 700	359, 500	380, 600
31	234, 000	268, 900	305, 900	361, 300	381, 900
32	235, 000	269, 500	307, 400	363, 200	383, 200
33	236, 100	270, 300	308, 600	364, 200	384, 500
34	237, 200	271, 100	310, 000	365, 500	385, 400
35	238, 200	271, 800	311, 300	367, 000	386, 500
36	239, 200	272, 500	312, 700	368, 400	387, 500
37	240, 200	273, 200	314, 000	369, 700	388, 200
38	241, 000	274, 100	315, 200	370, 500	389, 100
39	241, 800	274, 800	316, 300	371, 700	390, 000
40	242, 700	275, 500	317, 400	372, 600	390, 800
41	243, 400	276, 300	318, 500	373, 500	391, 600
42	244, 200	277, 100	319, 600	374, 600	392, 400
43	244, 900	277, 800	320, 700	375, 400	393, 200
44	245, 500	278, 700	321, 900	376, 400	394, 000
45	246, 100	279, 500	322, 900	377, 200	394, 600

定年 前再任用 短時間勤務職員以外の職員	46	246, 600	280, 300	324, 200	377, 900	395, 300
	47	247, 100	281, 200	325, 600	378, 600	396, 000
	48	247, 600	282, 000	327, 100	379, 200	396, 700
	49	248, 300	282, 900	328, 500	379, 600	397, 200
	50	248, 800	283, 700	330, 100	380, 200	397, 800
	51	249, 400	284, 600	331, 700	380, 900	398, 400
	52	249, 900	285, 500	333, 200	381, 600	399, 100
	53	250, 200	286, 200	334, 600	381, 900	399, 400
	54	250, 700	286, 900	335, 600	382, 500	400, 000
	55	251, 200	287, 700	336, 800	383, 100	400, 600
	56	251, 600	288, 500	338, 000	383, 800	401, 200
	57	251, 900	289, 300	338, 700	384, 100	401, 600
	58	252, 400	290, 000	339, 400	384, 600	402, 200
	59	252, 800	290, 800	340, 200	385, 300	402, 700
	60	253, 300	291, 600	340, 900	385, 900	403, 300
	61	253, 600	292, 400	341, 800	386, 200	403, 600
	62	254, 100	293, 000	342, 200	386, 700	404, 100
	63	254, 600	293, 600	342, 800	387, 400	404, 600
	64	255, 000	294, 300	343, 500	388, 000	405, 100
	65	255, 400	295, 000	344, 300	388, 400	405, 500
	66	255, 800	295, 700	345, 000	388, 900	406, 100
	67	256, 200	296, 400	345, 700	389, 500	406, 600
	68	256, 600	297, 100	346, 400	390, 000	407, 200
	69	257, 000	297, 700	346, 800	390, 400	407, 600
	70	257, 400	298, 500	347, 400	391, 000	408, 000
	71	257, 800	299, 200	347, 900	391, 500	408, 400
	72	258, 200	300, 000	348, 500	391, 800	408, 800
	73	258, 600	300, 700	348, 800	392, 200	409, 100
	74	259, 000	301, 000	349, 200	392, 700	409, 400
	75	259, 400	301, 300	349, 500	393, 000	409, 700
	76	259, 800	301, 700	350, 000	393, 400	409, 900

77	260, 200	301, 900	350, 400	393, 800	410, 100
78	260, 600	302, 100	350, 900	394, 300	410, 300
79	261, 000	302, 300	351, 400	394, 700	410, 500
80	261, 400	302, 600	351, 900	395, 100	410, 600
81	261, 800	302, 800	352, 200	395, 400	410, 800
82	262, 200	303, 000	352, 600	395, 700	411, 000
83	262, 600	303, 400	353, 100	396, 000	411, 200
84	263, 000	303, 600	353, 500	396, 300	411, 300
85	263, 400	303, 900	353, 800	396, 600	411, 500
86	263, 800	304, 100	354, 200		
87	264, 200	304, 400	354, 700		
88	264, 600	304, 800	355, 100		
89	265, 000	305, 000	355, 300		
90	265, 400	305, 400	355, 700		
91	265, 700	305, 700	356, 200		
92	266, 000	306, 000	356, 600		
93	266, 300	306, 200	356, 800		
94		306, 400	357, 000		
95		306, 700	357, 400		
96		307, 100	357, 700		
97		307, 300	358, 000		
98		307, 600	358, 400		
99		307, 900	358, 800		
100		308, 300	359, 200		
101		308, 500	359, 700		
102		308, 700	360, 100		
103		309, 100	360, 500		
104		309, 400	360, 900		
105		309, 600	361, 400		
106		309, 900	361, 800		
107		310, 300	362, 100		

	108		310,600	362,400		
	109		310,800	362,800		
	110		311,100			
	111		311,500			
	112		311,800			
	113		312,000			
	114		312,200			
	115		312,500			
	116		312,900			
	117		313,100			
	118		313,300			
	119		313,600			
	120		313,900			
	121		314,200			
	122		314,400			
	123		314,700			
	124		315,000			
	125		315,300			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		199,300	226,300	268,000	289,000	307,400

備考 この表は、小中学校等の事務職員に適用する。

## 附 則

### (施行期日等)

- この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定(相模原市一般職の給与に関する条例第5条の2第2項、第14条の4第2項及び第3項、第14条の7第2項並びに第16条第8項の改正規定を除く。)による改正後の相模原市一般職の給与に関する条例(以下「改正後の給

与条例」という。)、第3条の規定(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の改正規定を除く。)による改正後の相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)及び第5条の規定による改正後の相模原市学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の学校職員給与条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の学校職員給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の相模原市一般職の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の相模原市学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の学校職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

#### 提案の理由

相模原市人事委員会からの職員の給与に関する勧告及び他の地方公共団体の給与等を勘案した一般職の職員の給料、初任給調整手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 相模原市一般職の給与に関する条例等の改正の概要

### 1 改正の内容

#### (1) 相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正(第1条及び第2条関係)

##### ア 給料の改定

区分	平均給料月額		平均改定額	平均改定率
	現行	改定後		
行政職給料表(1) (別表第1)	円 322,944	円 335,069	円 12,125	% 3.75
行政職給料表(2) (別表第2)	303,728	313,742	10,014	3.30
消防職給料表 (別表第3)	328,756	340,696	11,940	3.63
医療職給料表 (別表第4)	501,740	515,860	14,120	2.81
全体	323,070	335,056	11,986	3.71

##### 備考

- 1 平均給料月額の現行の欄に掲げる金額は、令和7年4月1日現在の額
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の給料については、表中の金額及び率には含めていないが、同様の改定を行う。

##### イ 期末手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
一般職員	1.25	1.25	2.5	1.25	1.275	2.525
				1.2625	1.2625	2.525
特定幹部職員	1.05	1.05	2.1	1.05	1.075	2.125
				1.0625	1.0625	2.125

定年前再任用短時間勤務職員 (一般職員)	0.7	0.7	1.4	0.7	0.725	1.425
				0.7125	0.7125	1.425
定年前再任用短時間勤務職員 (特定幹部職員)	0.6	0.6	1.2	0.6	0.625	1.225
				0.6125	0.6125	1.225
任期付短時間勤務職員 (一般職員)	1.25	1.25	2.5	1.25	1.275	2.525
				1.2625	1.2625	2.525
任期付短時間勤務職員 (特定幹部職員)	1.05	1.05	2.1	1.05	1.075	2.125
				1.0625	1.0625	2.125

備考 改定後の各区分の欄の上段は令和7年度の支給割合、下段は令和8年度以降の支給割合

#### ウ 勤勉手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
一般職員	1.05	1.05	2.1	1.05	1.075	2.125
				1.0625	1.0625	2.125
特定幹部職員	1.25	1.25	2.5	1.25	1.275	2.525
				1.2625	1.2625	2.525
定年前再任用短時間勤務職員 (一般職員)	0.5	0.5	1.0	0.5	0.525	1.025
				0.5125	0.5125	1.025
定年前再任用短時間勤務職員 (特定幹部職員)	0.6	0.6	1.2	0.6	0.625	1.225
				0.6125	0.6125	1.225
任期付短時間勤務職員 (一般職員)	1.05	1.05	2.1	1.05	1.075	2.125
				1.0625	1.0625	2.125
任期付短時間勤務職員 (特定幹部職員)	1.25	1.25	2.5	1.25	1.275	2.525
				1.2625	1.2625	2.525

備考 改定後の各区分の欄の上段は令和7年度の支給割合、下段は令和8年度以降の支給割合

度以降の支給割合

エ 初任給調整手当の改定

医療職給料表の適用を受ける医師等に支給する初任給調整手当の月額上限額について、252, 400円から253, 100円に改定するもの

オ 通勤手当の改定

通勤のため自動車等を使用する職員に支給する通勤手当の月額について、次のとおり改定するもの

自動車等の片道の使用距離	現行	改定後
5キロメートル未満	2, 000円	改定なし
5キロメートル以上 10キロメートル未満	4, 200円	改定なし
10キロメートル以上 15キロメートル未満	7, 100円	7, 300円
15キロメートル以上 20キロメートル未満	10, 000円	10, 400円
20キロメートル以上 25キロメートル未満	12, 900円	13, 500円
25キロメートル以上 30キロメートル未満	15, 800円	16, 600円
30キロメートル以上 35キロメートル未満	18, 700円	19, 700円
35キロメートル以上 40キロメートル未満	21, 600円	22, 800円
40キロメートル以上 45キロメートル未満	24, 400円	25, 900円
45キロメートル以上 50キロメートル未満	26, 200円	29, 100円
50キロメートル以上 55キロメートル未満	28, 000円	32, 300円
55キロメートル以上 60キロメートル未満	29, 800円	35, 500円

60キロメートル以上	31,600円	38,700円
------------	---------	---------

(2) 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第3条及び第4条関係)

ア 給料の改定

区分	給料月額		
	現行	改定後	
特定任期付職員	1号給	392,000円	405,000円
	2号給	440,000円	455,000円
	3号給	492,000円	508,000円
	4号給	555,000円	574,000円
	5号給	634,000円	655,000円

イ 期末手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
特定任期付職員	0.95	0.95	1.9	0.95	0.975	1.925
				0.9625	0.9625	1.925

備考 改定後の欄の上段は令和7年度の支給割合、下段は令和8年度以降の支給割合

ウ 勤勉手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
特定任期付職員	0.875	0.875	1.75	0.875	0.9	1.775
				0.8875	0.8875	1.775

備考 改定後の欄の上段は令和7年度の支給割合、下段は令和8年度以降の支給割合

(3) 相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正(第5条関係)

給料の改定

区分	平均給料月額		平均改定額	平均改定率
	現行	改定後		

教育職給料表 (別表第1)	円 348,999	円 361,378	円 12,379	% 3.55
学校事務職給料表 (別表第2)	303,138	314,875	11,737	3.87
全体	347,401	359,758	12,357	3.56

#### 備考

- 1 平均給料月額の現行の欄に掲げる金額は、令和7年4月1日現在の額
  - 2 定年前再任用短時間勤務職員の給料については、表中の金額及び率には含めていないが、同様の改定を行う。
- 2 施行期日等**
- 令和7年12月1日。ただし、1(1)イ及びウ並びに(2)イ及びウのうち令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合に係る規定は、令和8年4月1日から施行し、1(1)ア、エ及びオ、(2)ア並びに(3)に係る規定は、令和7年4月1日から適用

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例  
について

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月18日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(昭和29年相模原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

提案の理由

本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合等を勘案し、市長等常勤の特別職の期末手当の支給割合に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

## 議案第132号関係資料

### 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

期末手当の支給割合に係る規定の改正(第1条及び第2条関係)

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
市長等常勤 の特別職	1.7	1.7	3.4	1.7	1.75	3.45
				1.725	1.725	3.45

備考 改定後の欄の上段は令和7年度の支給割合、下段は令和8年度以降の支給割合

#### 2 施行期日

令和7年12月1日。ただし、令和8年度以降の期末手当の支給割合に係る規定は、令和8年4月1日

議案第133号

相模原市立市民健康文化センター条例等の一部を改正する条例について  
相模原市立市民健康文化センター条例等の一部を改正する条例を次のように制定  
する。

令和7年11月18日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市立市民健康文化センター条例等の一部を改正する条例  
(相模原市立市民健康文化センター条例の一部改正)

第1条 相模原市立市民健康文化センター条例(昭和58年相模原市条例第13号)  
の一部を次のように改正する。

附則第7項を附則第9項とする。

附則第6項中「令和10年1月1日から令和20年3月31日まで」を「令和  
11年10月1日から令和21年3月31日まで」に、「令和6年度」を「令和  
8年度」に、「、令和20年3月31日」を「、同日」に改め、同項を附則第8  
項とする。

附則第5項中「令和8年4月1日から令和9年12月31日まで」を「令和10  
年4月1日から令和11年9月30日まで」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第4項の前の見出しを削り、同項中「令和8年4月1日から令和10年1  
月1日から同年3月31日まで」を「令和10年4月1日から令和11年10月  
1日から令和12年1月31日まで」に改め、同項を附則第6項とし、同項の前  
に見出しとして「(令和10年度から令和20年度までの間における相模原市立  
北市民健康文化センターの管理の特例)」を付し、附則第3項の次に次の見出し  
及び2項を加える。

(令和8年度及び令和9年度における相模原市立北市民健康文化センターの指  
定管理者の指定の特例)

4 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間の相模原市立北市民健  
康文化センターの指定管理者の指定については、第19条及び第20条の規定

にかかわらず、市長は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間、同施設の指定管理者として指定されたもの(以下「令和6年度等指定管理者」という。)を指定管理者として指定することができる。

5 市長は、前項の規定により指定管理者として指定しようとするときは、令和6年度等指定管理者に対し、第20条第1項に規定する書類の提出を求め、指定の基準に適合していることを確認して令和6年度等指定管理者を指定管理者として指定するものとする。

(相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例(令和6年相模原市条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年4月1日」を「令和10年4月1日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案の理由

相模原市立北市民健康文化センター改修整備・運営事業の事業期間の見直しに伴い、令和8年度及び令和9年度における同施設の指定管理者の指定の特例に係る規定の追加並びに令和8年度から令和19年度までの間における同施設の管理の特例に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

## 相模原市立市民健康文化センター条例等の改正の概要

### 1 改正の内容

#### (1) 相模原市立市民健康文化センター条例の一部改正(第1条関係)

ア 令和8年度及び令和9年度における相模原市立北市民健康文化センター(以下「北市民健康文化センター」という。)の指定管理者の指定の特例に係る規定の追加

(ア) 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間の北市民健康文化センターの指定管理者の指定については、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間、北市民健康文化センターの指定管理者として指定されたもの(以下「令和6年度等指定管理者」という。)を指定管理者として指定することができるこことするもの

(イ) 令和6年度等指定管理者を指定管理者として指定しようとするときは、条例に規定する指定の基準に適合していることを確認して指定することとするもの

イ 令和8年度から令和19年度までの間における北市民健康文化センターの管理の特例に係る規定の改正

(ア) 北市民健康文化センターの休所日とすることとしている日について、次のとおり変更するもの

現行	改正後
令和8年4月1日から令和10年1月1日から同年3月31日までの間において規則で定める日までの間の日	令和10年4月1日から令和11年10月1日から令和12年1月31日までの間において規則で定める日までの間の日

(イ) 北市民健康文化センターの管理を市長が行うこととしている期間について、次のとおり変更するもの

現行	改正後
令和8年4月1日から令和9年12月31日まで	令和10年4月1日から令和11年9月30日まで

(ウ) 北市民健康文化センターの設計・改修工事、総括管理、維持管理及び運営に係る業務を担う事業者を令和8年度において選定することとともに、当該事業者のうち、北市民健康文化センターの総括管理、維持管理及び運営に係る業務を担当するものを指定管理者として指定することができるとしている期間について、次のとおり変更するもの

現行	改正後
令和10年1月1日から令和20年3月31日まで	令和11年10月1日から令和21年3月31日まで

(2) 相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例の一部改正(第2条関係)

令和10年4月1日前における北市民健康文化センターの施設及び附属設備の利用に係る料金の還付に関する事務は、同日以後は、市長が行うこととするもの

2 施行期日

公布の日

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例について

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月18日提出

相模原市長 本村 賢太郎

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年相模原市条例第61号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人福祉協会しろやまの項中「令和3年1月1日から令和7年12月31日まで」を「令和8年1月1日から令和12年12月31日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に特定非営利活動法人福祉協会しろやまに対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)第13条の2第2項の規定を適用する場合にあっては、改正前の別表特定非営利活動法人福祉協会しろやまの項の規定は、なおその効力を有する。

提案の理由

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新するため、当該寄附金を受け入れる期間に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

## 議案第134号関係資料(その1)

### 個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる期間に係る規定の改正(別表関係)

特定非営利活動法人福祉協会しろやまの指定を更新し、同法人が控除対象となる寄附金を受け入れる期間について、令和8年1月1日から令和12年12月31日までとするもの

#### 2 施行期日等

##### (1) 施行期日

令和8年1月1日

##### (2) 経過措置

令和8年1月1日前に特定非営利活動法人福祉協会しろやまに対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)における寄附金税額控除の対象に係る規定を適用する場合にあっては、改正前の同法人に係る規定は、なおその効力を有することとするもの

**特定非営利活動法人福祉協会しろやまの概要**

代 表 者	木津 芳枝
主たる事務所の所在 地	相模原市緑区原宿5丁目20番7号
設立年月日	平成18年8月17日
役員数等	役員10名(理事8名、監事2名) 正会員(個人)39名
目的	就労困難な在宅の障害者に対して、働く場を提供し、必要な作業及び訓練を行い、地域社会の一員として可能な限りの社会参加ができるよう支援する事業を行うとともに、地域と一体となって、社会福祉の増進及びノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
事業概要	(1) 特定非営利活動に係る事業 ア 障害福祉サービス事業 イ 実習生等の受入れ及び地域との交流事業 ウ 相談事業 (2) その他の事業 生産品等の物品販売事業

## 議案第134号関係資料(その3)

### 特定非営利活動法人の指定の更新の申出等に係る経過について

#### 1 指定の更新の申出の受付

特定非営利活動法人の指定の更新の申出について、令和7年6月16日から同年7月31日まで受付を行った(申出数 1法人)。

#### 2 申出法人の審査

申出のあった特定非営利活動法人の指定の更新について、令和7年9月17日に相模原市特定非営利活動法人指定審査会(以下「審査会」という。)に対して諮詢をし、同日及び同月26日に開催された会議において審査が行われた。

##### (1) 審査会の委員の構成

会長(大学教授)及び委員(金融機関代表者1名、税理士1名、中小企業診断士1名、弁護士1名) 計5名

##### (2) 結果

申出のあった特定非営利活動法人は、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(平成24年相模原市条例第31号)第9条第2項において準用する同条例第4条第1項に規定する基準に適合すると認めるのが相当であると判断され、令和7年9月26日にその旨の答申がされた。

相模原市営斎場条例の一部を改正する条例について  
相模原市営斎場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月18日提出

相模原市長 本村 賢太郎

### 相模原市営斎場条例の一部を改正する条例

相模原市営斎場条例(平成4年相模原市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(令和7年度から令和9年度までの間における利用時間の特例)

5 令和7年度から令和9年度までの各年度の1月1日から3月31日までの間に  
おける斎場を利用することができる時間は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、午前8時30分から午後6時までとする。

6 令和7年度から令和9年度までの各年度の1月1日から3月31日までの間に  
おける火葬炉及び待合室を利用することができる時間は、別表第1の規定にかかわらず、午前9時から午後6時までとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の  
日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の相模原市営斎場条例の規定による火葬炉の利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

#### 提案の理由

相模原市営斎場の火葬炉に係る利用待ち日数の短縮を図るために、令和7年度から令和9年度までの間における利用時間の特例に係る規定を追加いたしました。

するものである。

## 相模原市営斎場条例の改正の概要

### 1 改正の内容

令和7年度から令和9年度までの間における利用時間の特例に係る規定の追加  
(附則第5項及び第6項関係)

- (1) 令和7年度から令和9年度までの各年度の1月1日から3月31日までの間  
(以下「特例期間」という。)における相模原市営斎場を利用することができる  
時間について、1時間延長するもの

現行	改正後
午前8時30分から午後5時まで	午前8時30分から午後6時まで

- (2) 特例期間における火葬炉及び待合室を利用することができる時間について、  
1時間延長するもの

現行	改正後
午前9時から午後5時まで	午前9時から午後6時まで

### 2 施行期日等

- (1) 施行期日

令和8年1月1日。ただし、(2)に係る規定は、公布の日

- (2) 準備行為

改正後の条例の規定による火葬炉の利用の承認申請の受付その他必要な準備  
行為は、令和8年1月1日前においても行うこととするもの

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例について

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月18日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行に関する条例(平成26年相模原市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第23条及び第28条中「清算金額」を「清算金の額」に改める。

第34条の見出し中「清算金等」を「清算金」に改める。

第36条第1項中「(前条)を「の額(前条)に、「この条」を「この項及び第37条」に、「の額が」を「が」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、清算金の額が5万円以上の場合であって、当該清算金を納付すべき者の資力が乏しいため、当該清算金を同表に定める期限内に分割納付することが困難であると施行者が認めるときは、同表の規定にかかわらず、分割徴収する期限を10年以内とし、規則で定めるところにより分割徴収することができる。

第36条第2項中「の各号」を削り、同条第3項中「の分割納付を」を「を分割納付」に改め、同条に次の1項を加える。

4 施行者は、仮換地の使用又は収益を開始することができることとなった日以後に当該仮換地に対応する従前の宅地の評価が是正されたことにより生じた清算金(第31条の規定により当該宅地の価額を減ずることにより生じた清算金を除く。)を前項の承認を受けて分割納付する者に対し、当該清算金に付すべき利子の支払に要する費用を助成することができる。

第37条中「清算金を」を「前条第1項の規定により清算金を」に、「清算金の

「総額」を「当該清算金の額」に、「別表に掲げる回数」を「分割回数」に改める。

第39条中「施行者は、」の次に「第36条第3項の承認を受けて」を加え、「分割して納付すべき」を「分割納付すべき」に改める。

別表中「総額」を「額」に、「分割徴収」を「分割徴収し、」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

#### 提案の理由

清算金を納付する者の経済的負担の軽減を図るための清算金の分割徴収又は分割交付に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第136号関係資料

### 相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行に関する条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

##### 清算金の分割徴収又は分割交付に係る規定の改正(第36条関係)

- (1) 5万円以上の清算金を納付すべき者の資力が乏しいため、当該清算金を5年以内で額に応じて定める期限内に分割納付することが困難であると市が認めるときは、分割徴収する期限を10年以内とし、規則で定めるところにより分割徴収することができることとするもの
- (2) 市は、仮換地の使用又は収益を開始することができることとなった日以後に当該仮換地に対応する従前の宅地の評価が是正されたことにより生じた清算金(地中障害物の除却又は土壤汚染の改善に要する費用を当該宅地の価額から減ずることにより生じた清算金を除く。)を分割納付する者に対し、当該清算金に付すべき利子の支払に要する費用を助成することができることとするもの

#### 2 施行期日

令和8年1月1日

相模原市下水道条例の一部を改正する条例について  
相模原市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月18日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市下水道条例の一部を改正する条例  
相模原市下水道条例(昭和43年相模原市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

(手数料の徴収等)

第18条 市長は、次の各号に掲げる事務に係る申請をした者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 下水道工事店の指定 1件につき 7,900円
- (2) 下水道工事店の指定の更新 1件につき 3,500円
- (3) 相模原市指定下水道工事店証の再交付 1件につき 3,200円

2 手数料は、市長が定める日までに納入通知書により徴収する。

3 既に納付された手数料は、還付しない。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 提案の理由

相模原市排水設備工事責任技術者の登録制度の廃止に伴う手数料に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第137号関係資料

### 相模原市下水道条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

手数料に係る規定の改正(第18条関係)

相模原市排水設備工事責任技術者の登録及び相模原市排水設備工事責任技術者証の再交付に係る手数料の規定を削除するもの

#### 2 施行期日

令和8年4月1日

相模原市立小原の郷条例の一部を改正する条例について  
相模原市立小原の郷条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月18日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市立小原の郷条例の一部を改正する条例  
相模原市立小原の郷条例(平成17年相模原市条例第123号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

相模原市立小原の郷条例

第1条中「相模原市立小原の郷」を「相模原市立小原の郷」に改める。

第2条中「小原本陣」を「小原宿本陣」に、「相模原市立小原の郷」を「相模原市立小原の郷」に、「小原の郷」を「小原の郷」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

(休館日)

第3条 小原の郷の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号において「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日でない日)

(2) 12月29日から翌年の1月4日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休館日を開館日とすることができる。

3 市長は、第1項第3号の規定により休館日を定め、又は前項の規定により休館日を開館日とするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

(利用できる時間)

第4条 小原の郷を利用できる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、

市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 市長は、前項ただし書の規定により小原の郷を利用できる時間を短縮する変更をするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

第5条から第8条までを削る。

第9条中「小原の郷の管理上適当でないと認められる者がある」を「小原の郷を利用しようとする者又は利用する者が次の各号のいずれかに該当する」に、「その」を「小原の郷への」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第5条とする。

(1) 小原の郷における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 小原の郷の施設及び器具(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、小原の郷の管理上支障があると認められるとき。

第10条中「小原の郷」を「小原の郷」に改め、「類する行為」の次に「(以下「販売行為等」という。)」を加え、同条を第6条とする。

第11条を削る。

第12条中「小原の郷」を「小原の郷」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第8条 市長は、小原の郷の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、その管理を法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の公募)

第9条 市長は、指定管理者の指定をしようとするときは、公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請等)

第10条 前条の規定による公募(以下「公募」という。)に係る指定管理者の指定を受けようとするものは、小原の郷の管理に関する業務の実施方法その他の事項についての計画書(以下「事業計画書」という。)その他市長が必要と認める書類

を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請したもののうち、次に掲げる基準(以下「指定の基準」という。)に最も適合していると認めるものを、指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が小原の郷の管理に関する業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 事業計画書に沿った小原の郷の管理に関する業務の適正かつ確実な実施に必要な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定の特例)

第11条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、特に緊急を要するため新たに公募を行う時間的余裕がないことが明らかである場合は、法人その他の団体の中から小原の郷の設置の目的を最も効果的に達成することができると思料するものを指定管理者として指定することができる。

(1) 前条第2項の規定により指定管理者として指定しようとしたものが、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経るまでの間に、新たに判明した事実により小原の郷の管理を行うことが不適當と認められた場合又はそのものの事情により指定管理者の指定を辞退した場合で、同一の公募により、前条第1項の規定による申請(以下「指定の申請」という。)をしたものに指定の基準に適合していると認めるものがないとき。

(2) 指定の申請をしたものに指定の基準に適合していると認めるものがない場合

(3) 指定の申請をするものがない場合

2 市長は、前項の規定により指定管理者として指定しようとするときは、当該団体に対し、前条第1項に規定する書類の提出を求め、指定の基準に適合していることを確認して当該団体を指定管理者として指定するものとする。

(その他の事項の規則委任)

第12条 第8条から前条までに定めるもののほか、指定の申請の資格、指定管理者の指定の手続等について必要な事項は、別に規則で定める。

第13条を第15条とし、同条の前に次の2条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 小原の郷の休館日を定めること(第5号に規定する業務の遂行上必要と認められる場合に限る。以下この号において同じ。)、休館日を開館日とすること及び利用できる時間の変更に関する業務。ただし、小原の郷の休館日を定め、休館日を開館日とし、又は利用できる時間を短縮する変更をするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 入館の制限等に関する業務
- (3) 販売行為等の許可に関する業務
- (4) 地域の活性化及び市民の交流に寄与する事業の実施に関する業務のうち、市長が別に定めるもの
- (5) 小原の郷の施設等の維持管理に関する業務のうち、市長が別に定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、小原の郷の管理上必要と認められる業務で、市長が別に定めるもの

(指定管理者の管理に係る読み替え)

第14条 小原の郷の管理を指定管理者が行う場合において、第3条から第7条までの規定の適用については、第3条第1項第3号中「市長」とあるのは「市長又は第8条に規定する指定管理者」と、同条第2項及び第3項並びに第4条から第6条までの規定中「市長」とあるのは「第8条に規定する指定管理者」と、第7条本文中「市長」とあるのは「次条に規定する指定管理者」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の相模原市立小原の郷条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の相模原市立小原の郷の管理について適用し、施行日前の同施設の管理については、なお従前の例による。  
(準備行為)
- 3 新条例の規定による相模原市立小原の郷の指定管理者の指定のために必要な手続その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

#### 提案の理由

小原地域における中山間地域振興モデル地区推進事業の実施に伴う相模原市立小原の郷の施設に係る規定の削除及び相模原市立小原の郷の管理を指定管理者に行わせるための規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 相模原市立小原の郷条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### (1) 施設に係る規定の削除(改正前の第3条から第8条まで及び第11条関係)

相模原市立小原の郷(以下「小原の郷」という。)の多目的展示室及び特別展示室を廃止することに伴い、これらの施設に係る規定を削除するもの

#### (2) 小原の郷の管理を指定管理者に行わせるための規定の追加(改正後の第3条、第4条及び第8条から第14条まで関係)

##### ア 休館日及び利用できる時間

(ア) 小原の郷の休館日について、規則に規定している事項を指定管理者による管理の基準として追加するもの

(イ) 小原の郷を利用できる時間について、規則に規定している事項を次のように変更した上で、指定管理者による管理の基準として追加するもの

現行	改正後
午前9時30分から午後4時30分まで	午前9時から午後5時まで

##### イ 指定管理者による管理

市長は、小原の郷の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定により、小原の郷の管理を法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることとするもの

##### ウ 指定管理者の公募

市長は、指定管理者の指定をしようとするときは、公募することとするもの

##### エ 指定管理者の指定の申請等

(ア) 指定管理者の指定を受けようとするものは、小原の郷の管理に関する計画書(以下「事業計画書」という。)等を添えて、市長に申請しなければならないこととするもの

(イ) 市長は、(ア)の申請をしたものうち、事業計画書の内容が業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること等の基準に最も適合してい

- ると認めるものを、指定管理者として指定することとするもの
- オ 指定管理者の指定の特例  
市長は、エ(イ)の基準に適合していると認めるものがない等の場合で、かつ、特に緊急を要するため新たに公募を行う時間的余裕がないことが明らかである場合は、法人その他の団体の中から小原の郷の設置の目的を最も効果的に達成することができると思料するものを指定管理者として指定することができることとするもの
- カ その他の事項の規則委任  
イからオまでに係る規定に定めるもののほか、指定の申請の資格、指定管理者の指定の手続等について必要な事項は、別に規則で定めることとするもの
- キ 指定管理者が行う業務の範囲  
指定管理者は、小原の郷において、休館日等の設定等に関する業務、入館の制限等に関する業務、販売行為等の許可に関する業務、地域の活性化及び市民の交流に寄与する事業の実施に関する業務、施設等の維持管理に関する業務等を行うこととするもの
- ク 指定管理者の管理に係る読替え  
小原の郷の管理を指定管理者が行う場合における条例の規定の読替えについて規定するもの

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

令和9年1月1日。ただし、(3)に係る規定は、公布の日

### (2) 経過措置

改正後の条例の規定は、令和9年1月1日以後の小原の郷の管理について適用し、同日前の小原の郷の管理については、なお従前の例によることとするもの

### (3) 準備行為

改正後の条例の規定による小原の郷の指定管理者の指定のために必要な手続その他必要な準備行為は、令和9年1月1日前においても行うことができるここととするもの

相模原市学校職員の給与に関する条例及び教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市学校職員の給与に関する条例及び教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月18日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市学校職員の給与に関する条例及び教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「は、」の次に「校務を分掌する」を加え、同条第2項中「8,000円」を「次の各号に掲げる校務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に、「職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)の別に応じて、」を「当該校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改め、「定める」の次に「ところにより算出した額の合計額とする」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 次のア又はイに掲げる業務に関する校務 それぞれア又はイに定める額  
ア 所定の教育職員(イにおいて「所定教員」という。)が学級を担任する業務 月額3,000円  
イ 所定教員以外の教育職員が所定教員と連携し、又は協働して学級を担任する業務 月額2,000円

(2) 前号に掲げるもの以外の校務 月額5,600円

別表第1備考を同表備考1とし、同表備考に次のように加える。

2 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が4級又は5級であるものの給料月額及び基準給料月額は、この表の額に4,000円を加算し

た額とする。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成28年相模原市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教頭」の次に「並びに指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第5条第1項において同じ。)」を加え、「100分の4」を「100分の10」に改める。

第5条第1項中「者」の次に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

附則に次の1項を加える。

(教職調整額の引上げに伴う経過措置)

3 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて同日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(以下この項において「教育職員給与条例」という。)の規定による教職調整額並びに相模原市学校職員の給与に関する条例の規定により相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)の適用を受ける職員の例によることとされる場合における時間外勤務

手当及び休日勤務手当の支給並びに当該者の教育職員給与条例の規定による時間外勤務(教育職員給与条例第5条第1項に規定する時間外勤務をいう。)等の取扱いについては、第2条の規定による改正後の教育職員給与条例第3条第1項及び第3項並びに第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 提案の理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第68号)による公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の改正に伴い、義務教育等教員特別手当に係る規定及び教育職給料表に係る規定の改正、教職調整額の支給等に係る規定の改正及びこれに伴う経過措置に係る規定の追加並びに教育職員の時間外勤務等に係る規定の改正をいたしましたく提案するものである。

## 相模原市学校職員の給与に関する条例及び教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### (1) 相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)

##### ア 義務教育等教員特別手当に係る規定の改正

義務教育等教員特別手当について、教育職員に対して支給し、その月額は、8,000円を超えない範囲内において、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)の別に応じて教育委員会規則で定めることとしているものを、校務を分掌する教育職員に対して支給し、その月額は、次に掲げる校務の種類に応じ、それに定める額を超えない範囲内において、当該校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して教育委員会規則で定めるところにより算出した額の合計額とするもの

(ア) 次のa又はbに掲げる業務に関する校務 それぞれa又はbに定める額

a 所定の教育職員(bにおいて「所定教員」という。)が学級を担任する業務 月額3,000円

b 所定教員以外の教育職員が所定教員と連携し、又は協働して学級を担任する業務 月額2,000円

(イ) (ア)に掲げるもの以外の校務 月額5,600円

##### イ 教育職給料表に係る規定の改正

教育職員でその職務の級が4級又は5級であるものの給料月額及び基準給料月額について、教育職給料表の額に4,000円を加算した額とするもの

#### (2) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正(第2条関係)

##### ア 教職調整額の支給等に係る規定の改正及びこれに伴う経過措置に係る規定の追加

(ア) 指導改善研修被認定者について、教職調整額の支給の対象外とする者に追加するとともに、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給の対象外とする者から除外するもの

※ 指導改善研修被認定者

児童等に対する指導が不適切であると任命権者が認定した教諭等であって、指導改善研修の終了時に任命権者が行う児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を受けていないものをいう。

(イ) 教職調整額について、給料月額の100分の4に相当する額としているものを、給料月額の100分の10に相当する額とするもの。ただし、次の表の左欄に掲げる期間における教職調整額は、給料月額のそれぞれ同表の右欄に掲げる割合に相当する額とするもの

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

イ 教育職員の時間外勤務等に係る規定の改正

指導改善研修被認定者について、原則として時間外勤務を命じない者から除外するもの

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

令和8年1月1日

### (2) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置

令和8年1月1日前に指導改善研修被認定者となり、同日の前日までに指導改善研修の終了時に任命権者が行う児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する教職調整額並びに時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給並びに当該者の時間外勤務等の取扱いについては、なお従前の例によることとするもの

議案第134号参考資料

特定非営利活動法人の指定基準適合表

基準	名称等	更新
		特定非営利活動法人福祉協会しろやま
	令和7年7月31日申出	
(1) 市内で活動する特定非営利活動法人であること。※1	適合	
(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。		
ア 地域の課題の解決又は地域の活性化に資する特定非営利活動に係る事業を行っている特定非営利活動法人であって、次に掲げる基準に適合すること。	適合	
(ア) 特定非営利活動に係る事業の実績を有し、かつ、その継続的な実施が見込まれ、当該事業の内容が次に掲げる基準に適合すること。	適合	
a 不特定かつ多数の市民の利益に資すること。	適合	
b 市の計画又は施策の方向性に沿うこと。	適合	
(イ) 当該特定非営利活動法人以外のものからの支援又は支持を受けている実績がある者で、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	適合	
a 一定以上の寄附金を受け入れている実績があること。	—	
b 国等からの支援又は支持を受けている実績があること。	適合 国、県及び市からの支援(障害福祉サービス費として訓練等給付費、介護給付費の支給を受け、障害者支援事業を実施)	
c 地域団体等からの支援又は支持を受けている実績があること。	—	
d 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動に係る事業を行っている特定非営利活動法人であって、当該連絡等の活動による支援を受けている一定数以上の団体からの支持を受けている実績があること。	—	

公益要件  
※2

	e aからdまでの実績に準ずるものとして市長が適當と認める実績があること。	—
	イ 個人の県民税又は市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、神奈川県又は神奈川県内の他の市町村の当該寄附金を定める条例で定められている特定非営利活動法人で、市長が適當と認めたものであること。	—
運営要件 ※ 3	(3) 運営組織及び経理が適切であること。	適合
	(4) 事業活動の内容が適正であること。	適合
	(5) 主たる事務所及び市内の事務所において書類を閲覧させること。	適合
	(6) インターネットの利用により書類を公表すること。	適合
	(7) 事業報告書等を所轄庁に提出していること。	適合
	(8) 法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実等その他公益に反する事実がないこと。	適合
	(9) 設立の日以後1年を超える期間が経過していること。	—
	(10) 実績判定期間において、(1)から(8)までに掲げる基準((2)イに掲げる基準並びに当該実績判定期間中に指定を受けていない期間が含まれる場合における当該期間の(5)及び(6)に掲げる基準を除く。)に適合していること。 ※ 4	適合 ※ 5

※ 1 個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(以下「条例」という。)第4条第1項第1号

※ 2 条例第4条第1項第2号

※ 3 条例第4条第1項第3号から第9号まで

※ 4 条例第4条第1項第10号

※ 5 条例第9条第2項に基づき「実績判定期間において、(1)及び(2)(イに掲げる基準を除く。)に適合していること。」と読み替える。